

長崎県教科用図書選定審議会規則

昭和39・4・1

教育委員会規則第4号

最終改正 平成17・3・教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第11条の規定に基づき、長崎県教科用図書選定審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 審議会の委員の任期は、4月1日から8月31日までとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、委員の発議により出席した委員の過半数で議決したときは、秘密会とすることができる。

5 前項の規定による委員の発議は、討論を行なわないでその可否を決しなければならない。

(調査員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため、調査員若干名を置く。

2 調査員は、教育に関し専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、調査員となることができない。

4 調査員は、当該事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、義務教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17・3・29・教育委員会規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。